

総務委員会会議記録

総務委員長 関根 敏伸

1 日時

平成 22 年 3 月 24 日（水曜日）

午後 3 時 5 分開会、午後 3 時 23 分散会

2 場所

第 1 委員会室

3 出席委員

関根敏伸委員長、木村幸弘副委員長、渡辺幸貫委員、五日市王委員、高橋昌造委員、千葉伝委員、〆下正信委員、飯澤匡委員、阿部富雄委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

菅原担当書記、熊原担当書記、花山併任書記、佐々木併任書記、八重樫併任書記

6 説明のために出席した者

菅野総務部長、菊池総務部副部長兼総務室長、八矢予算調製課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第 73 号 平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）

9 議事の内容

○関根敏伸委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程のとおり議案 1 件について審査を行います。

議案第 73 号平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）中、第 1 条第 1 項、同条第 2 項、第 1 表歳入歳出補正予算のうち歳入各款を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八矢予算調製課総括課長 議案第 73 号平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。議案（その 8）の 1 ページをお開き願います。

今回の補正は、先ほど本会議におきまして総務部長から御説明申し上げたとおりでございますけれども、先般の地震津波による養殖施設等の水産被害の復旧、復興のための緊急支援に要する経費につきまして補正を行うものでありまして、第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 2,799 万 4,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ6,989億9,497万4,000円とするものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及びこの区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

当委員会所管の歳入につきましてでございますけれども、今般の補正予算、歳出は国の交付金を充てて災害に強い養殖施設をつくる。それから、国の交付金の対象にならない少額のもの、あるいは廃棄物の処分費用、それから種苗の購入費については県の単独補助金を行う。国の交付金を入れる、県の単独補助金を入れるという、歳出は2本立てになってございますけれども、県の単独補助につきましては、2ページの歳入の地方交付税につきまして1億289万4,000円の増額をいたしまして、これを財源に充てるものでございます。

それから、国の交付金につきましては、国庫支出金の国庫補助金につきまして1億2,510万円の増額をするものでございまして、今回の補正に係る歳入総額は2億2,799万4,000円の増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○阿部富雄委員 今回の県単部分の財源手当は地方交付税を充てるということですが、小さい災害であれば交付税ということも可能だったのかなというふうに思っているわけですが、ただ最近の補正を見ると、交付税で充てているケースが多いのですよね。そうすると、当初で交付税というのは一体どの程度見込んで、財源留保というのはどの程度やっているかというのが我々には全然見えてこないのですよね。

それから、もう一つは、2,210億円のうちの1億円ですから、これは金額とすれば微々たるものだと思いますけれども、ただこれが大災害、例えば最近宮城県沖地震だとか言われている時期に、本来であれば財政調整基金だとか何かの中で充てるべきものの財源だろうなというふうに思うわけですが、こうした財政運営のあり方というのは果たしているのかというふうに疑問に思うところもあるわけですが、その点、まず第1点お尋ねしたいと思います。まとめて聞きます。

今回の被害額は18億円強というふうに聞いています。今回の補正予算で対応するのは2億2,800万円弱、すると金額的には大した金額ではない、補助額がですね。ただ、それは水産物の被害等を除いて、要するに養殖施設にかかわる分を中心に補助をするという中身だというふうに思いますから、養殖施設は6億5,000万円強ですね。それにしても3分の1の補助にも満たないということになるわけですが、他の部分は恐らく市町村が独自に補助している部分もあるだろうというふうに思うのですけれどもね、市町村がやっているところはどのような状況になっているのでしょうか。陸前高田市が一番多いのかな、3億円強ですね。それから、釜石市は3,000万円、その次に多いのが大船渡市ですね。こういう被害を受けている市町村がどういうふうな助成を出しているのか、おわかりであればお聞きしたいと思います。

それから、養殖施設で報告を受けているのでは 3,500 台の養殖施設に被害が起きているという、こういう報告ですよ。これ農林水産部の農林水産企画室から何回も我々に来ている中身のものですけれども、ところが、先ほどの農林水産部長の答弁ですと、1,500 台程度の養殖施設しか、国の補助の見込みなどを勘案すると見てないという、こういうふうな言い方ですよ。ここにはかなりの差がある、約 2,000 台の養殖施設が手当てをされないという、こういうふうな状況にも見えるわけですけども、その部分についてはどのようになるのかお尋ねします。

○八矢予算調製課総括課長 歳出に関する事項については、手元に資料がない部分もございしますが、まず交付税を財源にすることについてでございます。今回財源として県単の部分に交付税を充てることにいたしましたのには二つの理由がございまして、通常であれば委員おっしゃいますように、災害に当たっては、現時点では繰越金や交付税の見通しが立っていない、新しい年度にも入っていないということで、通常であれば財政調整基金等の基金を取り崩して充てるというのが、主流であろうかと思えます。ただ、今回につきましては、1 月から 10 月に起こった災害については平成 22 年 12 月分の特別交付税で措置されるということ、それから平成 22 年度当初予算を組んだときには、3 月分の特別交付税の見込みが明らかになっておりませんでした。特別交付税は 12 月、3 月に交付され、12 月がルール分、3 月がそれ以外の特別需要分ということで交付されるものですが、特別交付税の算定のルール化が国においてなされたというふうに聞いてございまして、今年度の 3 月分の特別交付税の配分が見込んでいたよりもかなりたくさん岩手県分として措置されたと。それは、ルールとして措置されたということでございまして、平成 22 年度当初予算を組んだときよりも平成 22 年度分の交付税として、期待値がそのときよりも少し上がったということがございまして、1 億円程度の一般財源であれば基金を取り崩さず交付税の増で対応できるのではないかとかんがみまして、今回交付税を財源とさせていただいたところでございます。

それから、予算規模の減につきましては、委員がおっしゃいましたように 18 億円の被害のうち養殖施設が中心となりますので、直接の被害は 6 億 5,600 万円、2 分の 1 補助、3 分の 1 補助ということで、今回約 2 億 2,800 万円弱の予算計上ということでございます。

市町村の補助の状況につきましては、手元に資料がございませんので、申しわけございません、答弁を控えさせていただきます。

それから、歳出の部分でございますけれども、台数につきましては、必要な台数が今後徐々に明らかになった段階で、必要な対応を検討をしていくというふうに見てございます。

○阿部富雄委員 突っ込んだ議論はきょうはやめますけれども、ただ近年災害、特に自然災害が非常に頻発してきている、そういう中で災害対応というものを考えると、きちっとした財政調整基金の確保をしておかないと、財政的に大変なことになるのではないかなというふうに思いますので、ぜひそういうふうな対応はやっていただければと思います。

そこで、具体的な養殖施設、農林水産部からいただいているのは 3,500 台に被害が出ているという資料ですよ。さっき農林水産部長は 1,500 台だと。後で精査してからというけれ

ども、明らかにここで2,000台ぐらいの差が出ているわけですよ。話の中身を聞くと、私は詳しいことはわからないのですが、個人の所有する施設については補助の対象外だと、漁協等が持っている団体の施設については補助対象になり得るのだと、こういう言い方ですね。それはそれで、何か恐らく理由があるかと思うのですが、もしその理由がわかれば教えていただきたいと思いますし、それから補助の考え方ですけれども、壊滅的に被害を受けたもの、いわゆる復旧が不可能なものについて補助されるものなのか、修理等を行うことによって養殖施設として継続して使用できると、こういうものについても補助の対象になり得るものなのか、その辺はどのように判断されて、この予算をおつくりになったのですか。

○八矢予算調製課総括課長 この最初の部分でございますけれども、詳しいところは、農林水産部で今、制度設計を一生懸命やっているところではございますけれども、基本的には個人の財産に対する補助ということではなくて、やはり漁協として地域が一体となって取り組むものに対して補助しましょうという考え方というふうに聞いてございます。

それから、復旧の部分はどうかというところではございますけれども、基本的にはプラスアルファの部分、今のものを直すだけではなくて、プラスアルファで災害に強いもの、今あるものにさらに価値を高めるようなものに整備をしていこうというのが基本的な考え方だというふうに聞いてございますけれども、先ほど本会議で農林水産部長が答弁いたしましたとおり、復旧の部分につきましては激甚災害の指定を受けた制度が今後使えるようになるということで、激甚災害の指定が視野に入ってまいりましたので、今後、復旧の激甚災害の制度については、今は予算に盛り込んでおりませんが、実際にそうした対応がなされた時点で、私どもプラスアルファの部分ではなく復旧だけをするという要望がどれだけあるかというものも踏まえて予算上の対応をしていくことになるのかなというふうに考えてございます。

○阿部富雄委員 確かに国の強い水産業づくり交付金というのは、単なる原形復旧にとどまらず、要するに対波性とか高い設備に補助するのだ、ということですから、言うなれば今よりグレードアップするといえますか、災害に耐えられるものについては国としては補助すると。それだって500万円以上のものということですよ。500万円でないものにしても、それ以外の部分の救済というのは県単独でやる部分だろうと思うのですけれども、そのグレードが高くなくても、かかるものについては県としてもそれなりのものを作って手当てしてやらないと、個人の資産だから補助の対象にはできないという考え方はわからないわけではないのですが、いわゆる生産設備とすれば、個人であれ、団体所有であれ、考え方は私は同じだというふうに思うのですけれども、その辺についてはどのように配慮されたのですか。

○八矢予算調製課総括課長 改めて御説明いたします。個人の財産だから補助するのはだめだということではなくて、より補助になじむのはみんなのものであらうと。種苗の補助は、まさに個人の財産に対する補助になりますので、個人の財産だから補助はすべきでないというような立場には立ってございません。ただ、今回、県としては大規模な支援をするに当

たって、このまま何もしないと水産業、養殖業自体が維持ができなくなってしまうといったような強い声を受けまして、それに対する支援ということであれば業界が、漁協一丸となつて行うような部分に対する補助を、まずは対策とするべきであろうという考え方からでございます。

それから、国の補助に漏れた分は県単でカバーするというのは御指摘のとおりでございます。補助の内容といたしましては地域営漁計画をきちんとつくってその中でやっていく部分につきましては、若干プラスアルファの部分だけではなく復旧、今あるものをもう一度同じものをつくり直すという部分も一部対象に入る場合も出てこようかというふうに考えてございます。

○阿部富雄委員 所管部ではないから、詳しい中身を聞いても難しいと思いますが、最後にこれだけ聞いて終わります。いずれ激甚災害の指定も視野に入ったと。今までの議論を聞くと25億円を超えれば激甚災害の指定になれるのではないかとということで、こういう激甚災害の対応、それから今、被害調査等も盛んにやられていますし、さらには関係市や地元、関係漁協とも話し合いをして、今後さらに被害の状況だとか、対策の必要性も出てくるのだらうと思うのですね。これらは別途対応を考えるというふうなことを盛んに議会でも言っておられますが、具体的にどういうふうな日程を考えていらっしゃるのでしょうか。

というのは、専決処分でするのであれば別ですけども、議会は次は6月まで、私どもは審議に加わるというふうな機会がないわけですから、災害復旧ですから急がれる部分があると思いますので、その日程的なものについてはどのようにお考えなのか。

○八矢予算調製課総括課長 実務的なことを申しますと、かなり推測の部分も入りますが、激甚災害に指定されてすぐ専決なり、臨時会なりで対応しなければいけないかというのと、そうではなくて、かなり時間がかかるのではないかとというふうに考えましてございまして、決めたらすぐぱっとなるわけではなくて、指定されるまで若干の周知期間というか、何週間もかかりますし、指定をされても、実際立会官なり、査定官の人が現地に行って、この部分ですぬというふうに現地に行って確定して計画をつくってやるということになりますと、かなり事務的には時間はかかるので、仮に激甚災害の指定がなされたとしても、6月なり9月の通常の補正に乗ってくるようなスケジュールになるのではないかなというふうに実務的には推測しておるところでございます。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。執行部の皆様は御苦労さまでございました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。